※第３次広島県地球温暖化防止地域計画は、第６次広島県環境基本計画（令和８年 10 月策定）に統合した。

広島県促進区域の設定に関する
環境配慮基準
（第３次広島県地球温暖化防止地域計画※別冊）

令和５年３月

広島県

目次

第１章　基準の基本的事項等 1
　第１節　基準策定の主旨 1
　第２節　基準の位置づけ 3
第２章　基準 4
　第１節　太陽光発電 4
　第２節　水力発電（出力が 30,000ｋW 未満のものに限る） 8
　第３節　バイオマス発電 11
第３章　基準の見直しについて 15

第１章　基準の基本的事項等

第１節　基準策定の主旨

第３次広島県地球温暖化防止地域計画では，施策体系に「再生可能エネルギーの導入促進」を位置付け，令和５（2023）年３月の改定計画では，県内に再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を最大限に導入することとし，導入目標を設定し，取組を強化することとしています。

ただ，再エネの導入に関しては，景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響，騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ，地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や，本来想定されている土地利用の在り方，その他の公益への配慮等が必要となっています。

こうした中，令和３年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）では，地方公共団体実行計画制度を拡充し，「地域脱炭素化促進事業制度」が盛り込まれました。

「地域脱炭素化促進事業制度」は，地球温暖化対策推進法に基づき，再エネの導入拡大に向け，環境に配慮し，地域における円滑な合意形成を示すポジティブゾーニングの仕組みで，市町村が計画を策定することができるものです。地域脱炭素化促進事業は，再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって，「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されています。

一方，都道府県は，市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき国の基準（促進区域設定に係る環境省令）に即して基準（都道府県基準）を定めることができます。この度，県が望ましい立地の考え方を明確にすることで，県内市町が適切に立地誘導を行えるようになることを目指すこととします。

この度，広島県における今後の導入可能性を踏まえ，次の種類の再エネについて導入を促進することとし，広島県基準（以下「基準」という。）を設定します。

なお，現状，広島県内において，まとまった導入実績がない風力発電や地熱発電については，当面，大規模な導入可能性が低いと考えられ，市町による促進区域の見込も低いことから，今回設定せず，今後，必要に応じて基準設定を検討します。

【導入を促進し，基準を設定する再エネの種類】

・太陽光発電
・中小水力発電（出力が 30,000ｋW 未満のものに限る）
・バイオマス発電

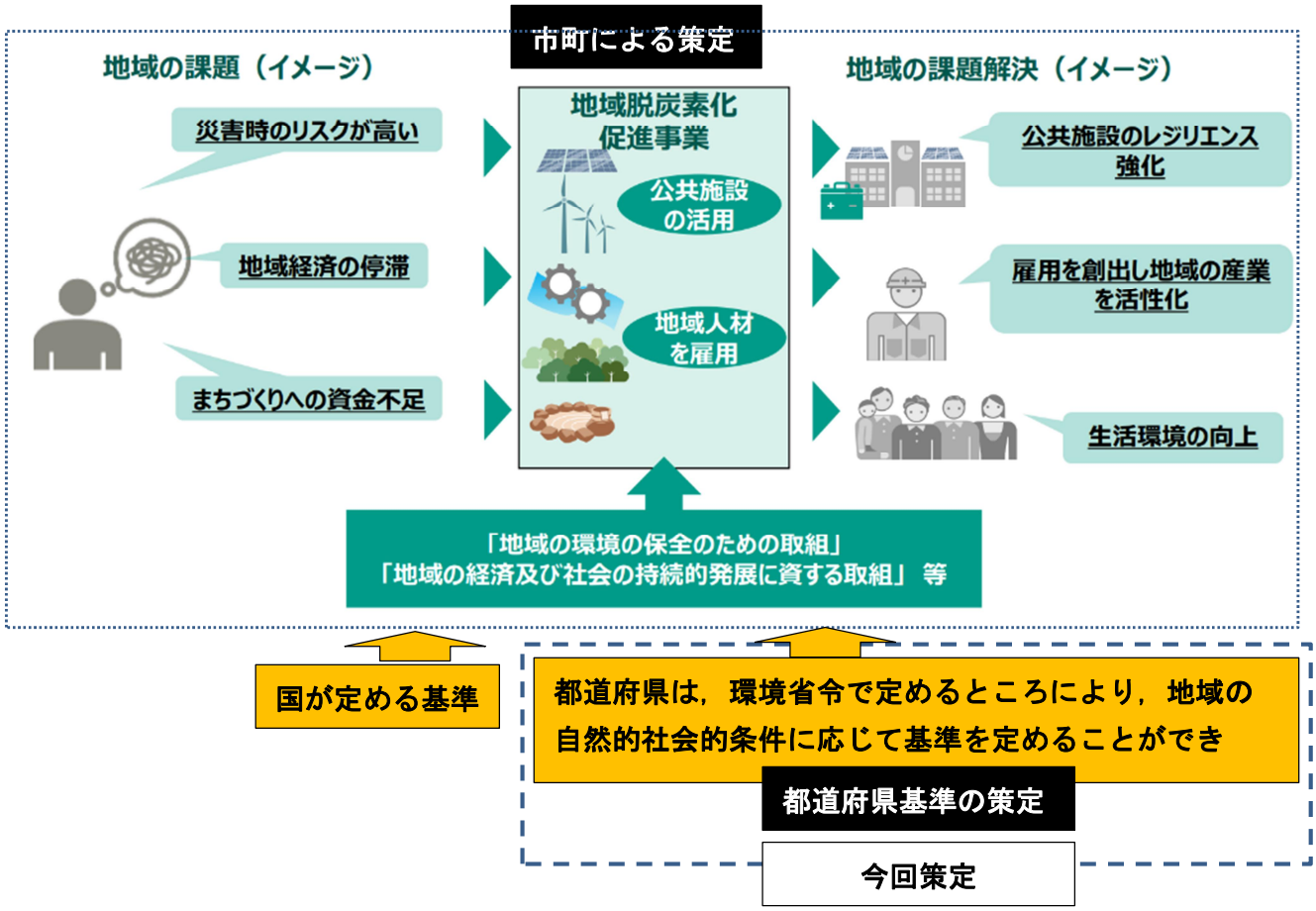


図　地域脱炭素化促進事業のイメージ

第２節　基準の位置づけ

本基準は，地球温暖化対策推進法第 21 条第６項及び第７項に規定する都道府県が定める基準です。

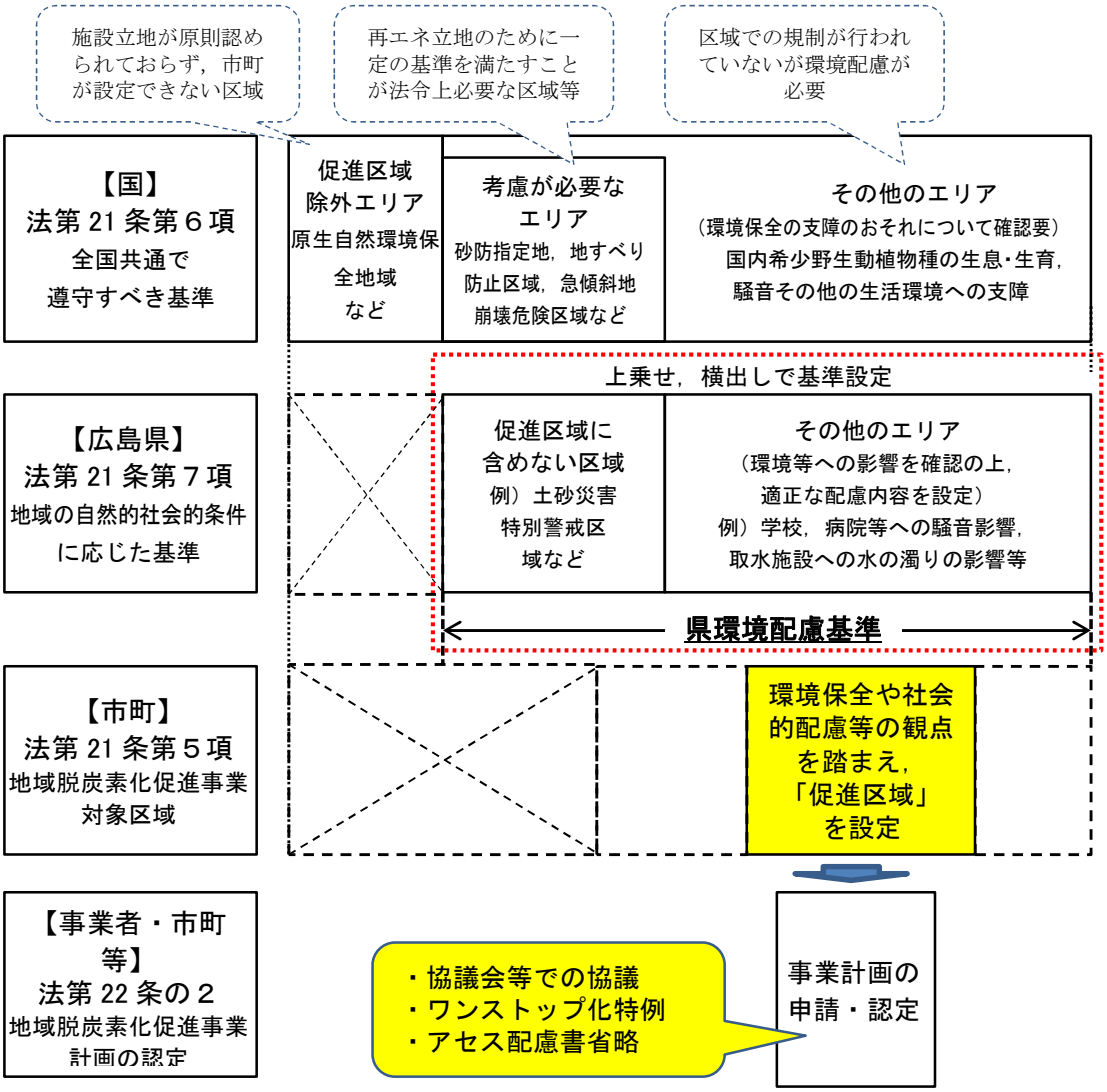


図　促進区域設定から地域脱炭素化促進事業計画の認定までの作業フロー

第２章　基準

第１節　太陽光発電

１　促進区域に含めない区域

市町は，促進区域を設定する際，次の区域を設定しないこととします。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響，土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険地区	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林	森林法
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	広島県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内の特別地区	広島県自然環境保全条例
	県自然海浜保全地区	広島県自然海浜保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園内の特別地域	自然公園法
	国定公園内の特別地域	自然公園法
	県立自然公園内の特別地域	広島県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法

２　促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

市町は，次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について，「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこととします。また，検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに，促進区域で行われる事業について，環境の保全への適正な配慮のための考え方に応じた措置が講じられることが確保されるよう，地域の環境の保全のための取組に位置づけることとします。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
重要な地形及び地質，土地の安定性への影響	・土砂災害警戒区域	・土砂災害ポータルひろしまサイト	・（促進区域に当該区域を含む場合）当該区域の指定理由を踏まえ，土砂災害に備えた適切な計画にすること。
騒音による影響	・保全対象施設（学校，病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 ・交通の状況	・EADAS ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。 ・「工事用資材等の搬出入」について，運搬等の車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行う等、道路交通騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「建設機械の稼働」においては，低騒音型建設機械の採用に努め，また，工事計画の策定にあたっては，建設機械の集中稼働を行わないなど，建設作業騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「施設の稼働」について，施設の稼働による騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・発電設備の各機器については，設置場所を調整し，保全対象施設や住宅からの隔離に配慮し，必要に応じて，パワーコンディショナ・空調機器・変圧器等の主要機器に囲いを設ける，屋内等に収納するなど，防音対策を講じること。
振動による影響	・保全対象施設（学校，病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 ・交通の状況	・EADAS ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。 ・「工事用資材等の搬出入」について，運搬等の車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行う等、道路交通振動に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「建設機械の稼働」においては，工事計画の策定にあたって，建設機械の集中稼働を行わないなど，建設作業振動に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「施設の稼働」について，施設の稼働による振動に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・発電設備の各機器については，設置場所を調整し，保全対象施設や住宅からの隔離に配慮すること。
水質（水の濁り，水の汚れ（水質の悪化含む。），富栄養化，溶存酸素量）による影響	・公共用水域等の水質等調査結果 ・地域の降水量の状況 ・水源における（原水の）水質検査結果 ・取水施設の状況 ・漁業権の状況	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ） ・EADAS ・気象庁 HP ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，過去の気象状況のほか，必要に応じた調査を行い，例えば沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど，適切な濁水発生防止策を講じること。 ・過去の気象状況を確認し，大雨による影響が懸念される時期については，造成工事を行う時期を調整すること。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
水源の枯渇に対する影響	・水源の取水可能量（枯渇状況）	・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
土壌汚染による影響	・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届出区域	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ）	・指定区域内の土地の形質変更にあたっては，土壌汚染対策法の規定を遵守し，汚染の拡散防止に配慮すること。 ・特に，要措置区域においては形質変更は原則禁止とされているので，注意すること。
反射光による影響	・保全対象施設（学校，病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係機関が示す情報	・事業地の周囲に植栽を施すこと，太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること，又はアレイの配置又は向きを調整することなど，保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること。
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・広島県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）	・EADAS ・狩猟情報サイト（広島県ホームページ）	・（促進区域に当該区域を含む場合）当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・環境省レッドリスト，県レッドリスト	・地方環境事務所に相談 ・県自然環境課に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・植生自然度の高い地域	・EADAS	・原則，当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし，当該植生が点在している場合，事業者が，専門家の意見聴取・現地調査を行い，必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	・特定植物群落	・EADAS	・当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	・巨樹，巨木林	・EADAS ・関係機関が示す情報	・指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	・EADAS ・自然再生協議会に相談 ・地方環境事務所に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・重要里地里山 ・重要湿地	・EADAS ・地方環境事務所に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観，主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・国立，国定公園，県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・長距離自然歩道	・EADAS ・地方環境事務所に相談 ・県自然環境課に相談 ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・県立自然公園内の普通地域	・EADAS ・県自然環境課に相談 ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（広島県景観条例）に定める景観指定地域，大規模行為届出対象地域 ・景観法に基づく市景観条例に定める景観計画区域，景観地区	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ） ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，優れた景観の保全に配慮し，良好な景観形成に必要な措置を講じること。
文化財・天然記念物への影響	・史跡・名勝・天然記念物の指定状況（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・事業区域において調査を行い，史跡・名勝・天然記念物が存在する場合には，原則として改変区域に含めないこと
	・国・県が指定する動植物に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・事業区域において，希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること。 ・事業区域において，希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること。 ・国・県が指定する天然記念物が水中及び周囲に存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること
	・国・県が指定する地形，地質に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・国・県が指定する地形，地質に関する天然記念物が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること。

第２節　水力発電（出力が 30,000ｋW 未満のものに限る）

１　促進区域に含めない区域

市町は，促進区域を設定する際，次の区域を設定しないこととします。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	広島県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内の特別地区	広島県自然環境保全条例
	県自然海浜保全地区	広島県自然海浜保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園内の特別地域	自然公園法
	国定公園内の特別地域	自然公園法
	県立自然公園内の特別地域	広島県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法

２　促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

市町は，次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について，「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこととします。また，検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに，促進区域で行われる事業について，環境の保全への適正な配慮のための考え方に応じた措置が講じられることが確保されるよう，地域の環境の保全のための取組に位置づけることとします。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
水質（水の濁り，水の汚れ（水質の悪化含む。），富栄養化，溶存酸素量，水温）による影響	・公共用水域等の水質等調査結果 ・地域の降水量の状況 ・水源における（原水の）水質検査結果 ・取水施設の状況 ・漁業権の状況	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ） ・EADAS ・気象庁 HP ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，過去の気象状況のほか，必要に応じた調査を行い，例えば沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど，適切な濁水発生防止策を講じること。 ・過去の気象状況を確認し，大雨による影響が懸念される時期については，造成工事を行う時期を調整すること。
水源の枯渇に対する影響	・水源の取水可能量（枯渇状況）	・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
土壌汚染による影響	・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届出区域	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ）	・指定区域内の土地の形質変更にあたっては，土壌汚染対策法の規定を遵守し，汚染の拡散防止に配慮すること。 ・特に，要措置区域においては形質変更は原則禁止とされているので，注意すること。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・広島県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）	・EADAS ・狩猟情報サイト（広島県ホームページ）	・（促進区域に当該区域を含む場合）当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・環境省レッドリスト，県レッドリスト	・地方環境事務所に相談 ・県自然環境課に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・植生自然度の高い地域	・EADAS	・原則，当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし，当該植生が点在している場合，事業者が，専門家の意見聴取・現地調査を行い，必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	・特定植物群落	・EADAS	・当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	・巨樹，巨木林	・EADAS ・関係機関が示す情報	・指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	・EADAS ・自然再生協議会に相談 ・地方環境事務所に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・重要里地里山 ・重要湿地	・EADAS ・地方環境事務所に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響，主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・国立，国定公園，県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・長距離自然歩道	・EADAS ・地方環境事務所に相談 ・県自然環境課に相談 ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・県立自然公園内の普通地域	・EADAS ・県自然環境課に相談 ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（広島県景観条例）に定める景観指定地域，大規模行為届出対象地域 ・景観法に基づく市景観条例に定める景観計画区域，景観地区	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ） ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，優れた景観の保全に配慮し，良好な景観形成に必要な措置を講じること。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
文化財・天然記念物への影響	・史跡・名勝・天然記念物の指定状況（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・事業区域において調査を行い，史跡・名勝・天然記念物が存在する場合には，原則として改変区域に含めないこと
	・国・県が指定する動植物に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・事業区域において，希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること。 ・事業区域において，希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること。 ・国・県が指定する天然記念物が水中及び周囲に存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること
	・国・県が指定する地形，地質に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・国・県が指定する地形，地質に関する天然記念物が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること

第３節　バイオマス発電

１　促進区域に含めない区域

市町は，促進区域を設定する際，次の区域を設定しないこととします。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	広島県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内の特別地区	広島県自然環境保全条例
	県自然海浜保全地区	広島県自然海浜保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園内の特別地域	自然公園法
	国定公園内の特別地域	自然公園法
	県立自然公園内の特別地域	広島県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法

２　促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

市町は，次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について，「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこととします。また，検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに，促進区域で行われる事業について，環境の保全への適正な配慮のための考え方に応じた措置が講じられることが確保されるよう，地域の環境の保全のための取組に位置づけることとします。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
大気質への影響	・保全対象施設（学校，病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 ・環境基準の達成状況	・EADAS ・関係機関が示す情報 ・ECO ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ）	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。 ・環境基準達成状況を調査し，影響が懸念される場所で事業を行う場合は適切な環境保全措置を実施すること。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
騒音による影響	・保全対象施設（学校，病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 ・交通の状況	・EADAS ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。 ・「工事用資材等の搬出入」について，運搬等の車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行う等、道路交通騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「建設機械の稼働」においては，低騒音型建設機械の採用に努め，また，工事計画の策定にあたっては，建設機械の集中稼働を行わないなど，建設作業騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「施設の稼働」について，施設の稼働による騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・発電設備の各機器については，設置場所を調整し，保全対象施設や住宅からの隔離に配慮し，必要に応じて，パワーコンディショナ・空調機器・変圧器等の主要機器に囲いを設ける，屋内等に収納するなど，防音対策を講じること。 ・バイオマス発電設備については，事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
振動による影響	・保全対象施設（学校，病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 ・交通の状況	・EADAS ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。 ・「工事用資材等の搬出入」について，運搬等の車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行う等、道路交通振動に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「建設機械の稼働」においては，工事計画の策定にあたって，建設機械の集中稼働を行わないなど，建設作業振動に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「施設の稼働」について，施設の稼働による振動に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・発電設備の各機器については，設置場所を調整し，保全対象施設や住宅からの隔離に配慮すること。
悪臭による影響	・保全対象施設（学校，病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。 ・保全対象施設や住宅からの隔離に配慮すること。 ・バイオマスの活用においては，原料搬入から製品の搬出までの過程で原料や変換工程における悪臭の発生について十分に考慮し，生活環境の保全上，支障が生じないように対策を講じること。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
水質（水の濁，水の汚れ（水質の悪化含む。），富栄養化，溶存酸素量）による影響	・公共用水域等の水質等調査結果 ・地域の降水量の状況 ・水源における（原水の）水質検査結果 ・取水施設の状況 ・漁業権の状況	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ） ・EADAS ・気象庁 HP ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，過去の気象状況のほか，必要に応じた調査を行い，例えば沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど，適切な濁水発生防止策を講じること。 ・過去の気象状況を確認し，大雨による影響が懸念される時期については，造成工事を行う時期を調整すること。
水源の枯渇に対する影響	・水源の取水可能量（枯渇状況）	・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
土壌汚染による影響	・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届出区域	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ）	・指定区域内の土地の形質変更にあたっては，土壌汚染対策法の規定を遵守し，汚染の拡散防止に配慮すること。 ・特に，要措置区域においては形質変更は原則禁止とされているので，注意すること。
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・広島県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）	・EADAS ・狩猟情報サイト（広島県ホームページ）	・（促進区域に当該区域を含む場合）当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・環境省レッドリスト，県レッドリスト	・地方環境事務所に相談 ・県自然環境課に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・植生自然度の高い地域	・EADAS	・原則，当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし，当該植生が点在している場合，事業者が，専門家の意見聴取・現地調査を行い，必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	・特定植物群落	・EADAS	・当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	・巨樹，巨木林	・EADAS ・関係機関が示す情報	・指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	・EADAS ・自然再生協議会に相談 ・地方環境事務所に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・重要里地里山 ・重要湿地	・EADAS ・地方環境事務所に相談	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。

考慮すべき環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける，環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響，主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・国立，国定公園，県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・長距離自然歩道	・EADAS ・地方環境事務所に相談 ・県自然環境課に相談 ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・県立自然公園内の普通地域	・EADAS ・県自然環境課に相談 ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，必要な措置を講じること。
	・ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（広島県景観条例）に定める景観指定地域，大規模行為届出対象地域 ・景観法に基づく市景観条例に定める景観計画区域，景観地区	・eco ひろしま～環境情報サイト～（広島県ホームページ） ・関係機関が示す情報	・事業に先立ち，必要に応じた調査を行い，優れた景観の保全に配慮し，良好な景観形成に必要な措置を講じること。
文化財・天然記念物への影響	・史跡・名勝・天然記念物の指定状況（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・事業区域において調査を行い，史跡・名勝・天然記念物が存在する場合には，原則として改変区域に含めないこと
	・国・県が指定する動植物に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・事業区域において，希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること。 ・事業区域において，希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること。 ・国・県が指定する天然記念物が水中及び周囲に存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること
	・国・県が指定する地形，地質に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例）	・広島県教委委員会 HP「広島県の文化財」	・国・県が指定する地形，地質に関する天然記念物が存在する場合は，原則として事業区域に含めないようにすること

第３章　基準の見直しについて

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ，必要があると認めるときは，本基準の見直しを適宜行うものとします。